

3. 内部統制の重大な不備

No.	事案	不備の概要と影響	不備の原因	不備の区分	重大な不備とした理由	是正の状況
1	ふるさと納税ワ ンストップ特例に 係るデータ未送信	令和3年中に宮城県に 寄附し、ふるさと納税ワ ンストップ特例申請書(住民 税寄附金税額控除に係る 申告特例申請書)を提出し た個人401名について、寄 附者が居住する208市区 町へワンストップ特例の 申請データが未送信だっ たため、令和4年度住民税 の寄附金税額控除が適用 されなかったもの。	令和4年度住民税の寄 附金税額控除適用のため には、ワンストップ特例 の申請データを令和4年 1月末までに申請者が居 住する市区町へエルタッ クス(地方税ポータルシ ステム)で送信する必要 があったが、職員が申請 データの送信の際、確認 したファイル1件の送信 について、全申請者のデ ータが含まれていると誤 認したことによる。	<input checked="" type="checkbox"/> 整備上 <input type="checkbox"/> 運用上 当該不備は、送信確認 を複数の職員で確認して いれば発生しなかった事 案であり、そのチェック 体制が事前にルール化さ れていなかったことから、整備上の不備とする もの。	申請データの未送信に より、対象市区町に対し 住民税額の更生や寄附者 に対し確定申告の必要性 を生じさせていることな どから、評価要領第2条 (5)ロ「社会的信頼・信用・ 名誉を著しく失墜させる 蓋然性の高いものもしく は実際に失墜させたも の」に該当する。	<input checked="" type="checkbox"/> 是正済 <input type="checkbox"/> 対応中 申請データの未送信で あった208市区町に対し 申請データを送信し、住 民税額の更正を依頼。 (192市区町361名更正) 更生されなかった16 市区40名の寄附者に対 し税務署への確定申告を 依頼。 再発防止に向け、地方 税共同機構(エルタッ クスを提供)に対し、シス テム上のチェック機能強 化の提言や、データの内 容と件数について、複数 の職員が送信前後の確認 を行うことにより、チェ ック体制の強化を図って いる。

2	<p>児童養護施設等入所負担金の施行細則改正漏れに伴う不適切な事務処理</p>	<p>児童福祉施設等の入所負担金について、国の改正内容に準じた県の施行細則の改正を行わなかったことなどから、入所負担金を返金又は徴収することとなったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返金 18名 1,390,878円 ・徴収 5名 192,800円 	<p>職員は、国の基準改正に伴い、県が行うべき事務を整理し今後の方向性を決めてはいたものの、班内での共有が適切に行われなかったこと、業務の進捗に係る報連相も徹底されていなかったこと、上司も含め制度の理解不足によりチェック体制が不十分だったことなどによる。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 整備上 <input type="checkbox"/> 運用上</p> <p>当該不備は、国の基準が改正されていたにもかかわらず、根拠となる県の施行細則を改正せず、かつ、改正された国の基準で入所負担金を徴収していたものであり、そもそもその仕事上のルールが適切に適用されていなかったことから、整備上の不備とするもの。</p>	<p>必要な改正が行われず、かつ不適切な事務処理が重なり、18人への返金と5人への徴収事案を発生させていることから、評価要領第2条(5)ロ「社会的信頼・信用・名誉を著しく失墜させる蓋然性の高いものもしくは実際に失墜させたもの」に該当する。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 是正済 <input type="checkbox"/> 対応中</p> <p>児童福祉法施行細則を改正(R4.8.19)し、再認定を行い、入所負担金の返金又は徴収を行った。</p> <p>返金 18名 1,390,878円 徴収 5名 192,800円</p> <p>再発防止に向け、法令、省令等の改正情報を課内で共有し、県規則等の改正漏れの防止を図るとともに、徴収事務に関するマニュアルを策定し、適正な事務の執行について、定期的に確認(調査)を行うこととした。</p>
3	<p>特別障害者手当の支給に係る所得金額の算定誤り</p>	<p>特別障害者手当の受給者1名に対して、所得金額の算定誤りにより、平成26年8月から平成30年7月まで及び令和元年8月から令和4年7月までの間、本来支給すべき手当の支給を停止していたもの。</p>	<p>本来は所得に含まない労働者災害補償保険特別支給金支給規則に定める労災援護給付金を所得に含めて計算したことによる。</p>	<p><input type="checkbox"/> 整備上 <input checked="" type="checkbox"/> 運用上</p> <p>当該不備は、施行令で規定している所得以外のものを、誤って所得に含めたものであり、結果として不適切な事項を発生させたことから、運用上の不備とするもの。</p>	<p>所得金額の算定誤りにより、受給者が必要とする時期に支給されなかったことから、評価要領第2条(5)ロ「社会的信頼・信用・名誉を著しく失墜させる蓋然性の高いものもしくは実際に失墜させたもの」に該当する。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 是正済 <input type="checkbox"/> 対応中</p> <p>受給者1名に対し、追加支給を行った。(支給1名2,262,080円)</p> <p>再発防止に向け、支給に係る所得状況届の審査に当たっては、根拠法令を正確に確認し、疑義が</p>

						あれば主務課及び当該給付の実施機関に確認するなど適切に対応するほか、確認した内容を担当職員と班長間で共有し、正確な事務処理を行い、組織としてのチェックを確実に行うこととした。
4	新型コロナウイルス地方創生臨時交付金事業に係る不適切な事務処理	感染症対策支援のための県の間接補助事業において、国のルールでは年度内に事業者へ補助金を交付しなければならないところ、年度を越えての交付となり、国の臨時交付金を活用することが出来ず、県の一般財源で対処することとなったもの。 ・事業費 79,646 千円 ・補助額 39,823 千円 〔 1/2 補助 国庫支出金 → 県一般財源 〕	担当課において、当該交付金を活用した事業での間接補助事業の実施実績が無く、職員が直接補助事業と同様に出納整理期間中が支払い期限であるとの誤った認識のまま年度末を迎え、チェック体制が全く機能していなかったことによる。	<input checked="" type="checkbox"/> 整備上 <input type="checkbox"/> 運用上 当該不備は、国の臨時交付金の活用には年度内の補助金交付が必要というルールが適切に適用されていなかったことから、整備上の不備とするもの。	支払期限を誤り、国の臨時交付金を活用することが出来ず、県の一般財源から 39,823 千円を交付させていることから、評価要領第 2 条(5)イ「県の組織と職員及び県組織外の第三者に多大な金銭・物的損害を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたもの」に該当する。	<input checked="" type="checkbox"/> 是正済 <input type="checkbox"/> 対応中 一般財源で予算を確保し、令和 4 年 5 月 31 日に事業者へ補助金を交付した。 再発防止に向け、国の交付金活用時の間接補助事業のルールを改めて周知徹底するとともに、年度内に補助金交付ができるよう交付要綱に実績報告書の提出期限を明示することとしたほか、処理状況の課内共有や主管課での状況把握など、更なる内部統制の強化による再発防止を図っている。

5	<p>歳入歳出外現金及び歳計現金の不適切な管理</p>	<p>歳入歳出外現金のうち所得税の残額が長期間にわたり不足し、また住民税についても過去において不足していた時期があり、さらに、社会保険料について余剰が生じていた。そのほか、過去において歳計現金に不明金があり、これを所得税及び住民税に振り替えていた。</p> <p>・令和4年3月分払出後の残高 所得税 △20,028,466 円 住民税 0 円 (平成20年度時点 △479,670 円) 社会保険料 2,108,134 円 ・歳計現金の不明金 (平成20年度時点 8,209,840 円)</p>	<p>所得税は、発生原因等を精査中であり、社会保険料は、事業主負担分の過支出に伴い、歳入歳出外現金に保管している本人負担分からの支出が過少となったことで余剰が生じたものと考えられる。また、歳計現金の不明金については、発生時期や原因等は特定できなかったものの、一部収納には手入力が必要となることから、作業時の金額の誤入力などが考えられる。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 整備上 <input type="checkbox"/> 運用上</p> <p>当該不備は、発生から長期間経過しており、その間事務処理が適切に行われてこなかったこと及び残高の管理が適正に行われてこなかったことなど、これまでのルールが、適切に適用されていなかったことから、整備上の不備とするもの。</p>	<p>原因の精査や、是正方法の検討も途中であるが、歳入歳出外現金の所得税の残高約2,000万円が長期間にわたり不足しているなどの事案であることから、評価要領第2条(5)イ「県の組織と職員及び県組織外の第三者に多大な金銭・物的損害を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたもの」に該当する。</p>	<p><input type="checkbox"/> 是正済 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中</p> <p>所得税分は、是正方法を検討中であり、社会保険料の余剰分は、発生原因課の過年度返納科目に戻入済みである。</p> <p>再発防止に向け、事務処理及び処理日程の確認票を活用し、担当職員から管理職員まで確実にチェック、管理を徹底していくこととしたほか、速やかな解決が求められる問題が管理職員との間で共有され、組織的な対応が取れるよう局内業務相談制度を創設するなど、内部統制の強化による再発防止を図っている。</p>
---	-----------------------------	---	--	---	---	--

6	<p>私費会計の不適切な取扱い</p>	<p>県立学校の複数の私費会計において、虚偽の会計書類の作成、金融機関届出印の不正使用など、私的流用及び関係書類の不適正管理があったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間：令和2年5月から令和4年3月まで ・私的流用：5件 金額 2,525,512円 ・通帳の不適正管理：4件 	<p>私費会計の管理及び事務処理については、主務課作成の「学校徴収金取扱マニュアル」に規定されているが、学校組織として規定内容の共通理解が不十分であり、執行責任者である校長が定期的な会計帳票点検を実施せず、次席出納責任者による精算確認の指示をしていなかった。このため、相互牽制が機能せず不正な事務処理をチェックできない状況となっていた。また、出納責任者である事務室長が担当する会計では、金融機関届出印を不正に使用できる環境であったため、複数件の私的流用が行われたものである。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 整備上 <input type="checkbox"/> 運用上</p> <p>当該不備は、「学校徴収金取扱マニュアル」が整備されていたにもかかわらず、金融機関届出印を不正に使用できる環境にあったことなど、これまでのルールが、適切に適用されていなかったことから、整備上の不備とするもの。</p>	<p>出納責任者の事務室長という立場でありながら、私費会計の私的流用を行うなど、不適切な管理事案を発生させていることから、評価要領第2条(5)ロ「社会的信頼・信用・名誉を著しく失墜させる蓋然性の高いものもしくは実際に失墜させたもの」に該当する。</p>	<p><input type="checkbox"/> 是正済 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中</p> <p>流用額は職員から弁済されていることを確認した。</p> <p>再発防止に向け、「学校徴収金取扱マニュアル」の見直し、改定等により、金融機関届出印の管理及び使用は、正副執行責任者が行うことを徹底し、事務室長は使用できない環境としたほか、事務室長が担当する会計は、事務次長による精算確認を徹底し、相互牽制、相互チェック機能を強化した。そのほか、執行責任者及び出納責任者は、通帳と出納簿、会計帳票の照合を毎月行い、複数人により確認する体制とし、「学校徴収金取扱マニュアル」の遵守と定着を図るため、全職員を対象とした研修を継続して行っていく。</p>
---	---------------------	--	---	--	--	--